

(意匠公報の特例)

第六十条の二十 国際登録を基礎とした意匠権についての第六十六条第二項第一号の規定の適用については、同号中「第四十四条第四項の規定によるものを除く。又は回復(第四十四条の第二項の規定によるものに限る。）」とあるのは、第六十条の十四第二項の規定によるもの(ジュネーブ改正協定第十七条(2)の更新がなかつたことによるものに限る。)を除く。」とする。

第六十条の二十一 国際意匠登録出願をしようとする者は、ジュネーブ改正協定第七條(2)の個別の指定手数料(以下「個別指定手数料」という。)として、一件ごとに、七万四千六百円に相当する額をジュネーブ改正協定第一條(四)に規定する国際事務局(次項において「国際事務局」という。)に納付しなければならない。

2 国際意匠登録出願又は国際登録を基礎とした意匠権が基礎とした国際登録についてジュネーブ改正協定第十七條(2)の更新(国際登録の日から十五年を経過した後にするものを除く。)をする者は、個別指定手数料として、一件ごとに、八万四千五百円に相当する額を国際事務局に納付しなければならない。

3 国際意匠登録出願及び国際登録を基礎とした意匠権については、第四十二条から第四十五条まで及び第六十七條第二項(別表第一号に掲げる部分に限る。)の規定は、適用しない。(個別指定手数料の返還)

第六十条の二十二 国際意匠登録出願が取り下げられ、又は国際意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したときは、前条第一項又は第二項の規定により納付すべき個別指定手数料を納付した者の請求により政令で定める額を返還する。

2 前項の規定による個別指定手数料の返還は、国際意匠登録出願が取り下げられ、又は国際意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定した日から六月を経過した後は、請求することができない。

3 第一項の規定による個別指定手数料の返還を請求する者がその責めに帰することができない理由により前項に規定する期間内にその請求をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でその期間の経過後六月以内にその請求をすることができ。

(経済産業省令への委任)

第六十条の二十三 第六十条の六から前条までに定めるもののほか、ジュネーブ改正協定及びジュネーブ改正協定に基づく規則を実施するため必要な事項の細目は、経済産業省令で定める。

第六十七條第一項中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 国際登録出願をする者

第六十七條第四項中「これらに」を「これらの規定に」に改め、同条に次の一項を加える。

9 第七項の規定による手数料の返還を請求する者がその責めに帰することができない理由により前項に規定する期間内にその請求をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でその期間の経過後六月以内にその請求をすることができ。

第七十三條の二第一項中「第五五條の四第一項」の下に、「第六十条の十二第二項において読み替へて準用する同法第六十五條第六項において準用する場合を含む。」を加える。

第七十五條中「第七十四條第二項」を「第七十四條第三項」に改める。

(商標法の一部改正)

第四条 商標法(昭和三十四年法律第二百一十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「とは」の下に、「人の知覚によつて認識することができるもののうち」を加え、「若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合」を「立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音その他政令で定めるもの」に改め、同条第三項に次の二号を加える。

九 音の標章にあつては、前各号に掲げるもののほか、商品の譲渡若しくは引渡し又は役務の提供のために音の標章を発する行為

十 前各号に掲げるもののほか、政令で定める行為

第二条第四項中「商品若しくは商品の包装、役務の提供の用に供する物又は商品若しくは役務に関する広告を標章の形状とする」を「次の各号に掲げる各標章については、それぞれ当該各号に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合の標章 商品若しくは商品の包装、役務の提供の用に供する物又は商品若しくは役務に関する広告を標章の形状とすること。

二 音の標章 商品、役務の提供の用に供する物又は商品若しくは役務に関する広告に記録媒体が取り付けられている場合(商品、役務の提供の用に供する物又は商品若しくは役務に関する広告自体が記録媒体である場合を含む。)において、当該記録媒体に標章を記録すること。

第三条第一項第三号中「数量、形状(包装の形状を含む。))」を「形状(包装の形状を含む。第二十六条第一項第二号及び第三号において同じ。))」に、「時期又は」を「時期その他の特徴、数量若しくは価格又は」に、「数量、態様、価格若しくは」を「態様に」、「時期を」を「時期その他の特徴、数量若しくは価格」に改める。

第四条第一項第三号中「国際機関」の下に(口において「国際機関」という。))を「商標」の下に(次に掲げるものを除く。))を加え、同号に次のように加える。

イ 自己の業務に係る商品若しくは役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標又はこれに類似するものであつて、その商品若しくは役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするもの

ロ 国際機関の略称を表示する標章と同一又は類似の標章からなる商標であつて、その国際機関と関係があるとの誤認を生ずるおそれがない商品又は役務について使用をするもの

第四条第一項第十八号を次のように改める。

十八 商品等(商品若しくは商品の包装又は役務をいう。第二十六条第一項第五号において同じ。))が当然に備える特徴のうち政令で定めるもののみからなる商標

第五条第二項中「商標登録を受けようとする商標が立体的形状(文字、図形、記号若しくは色彩又はこれらの結合との結合を含む。))からなる商標(以下「立体商標」という。))」を「次に掲げる商標」に改め、同項に次の各号を加える。

一 商標に係る文字、図形、記号、立体的形状又は色彩が変化するものであつて、その変化の前後にわたるその文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合からなる商標

二 立体的形状(文字、図形、記号若しくは色彩又はこれらの結合との結合を含む。))からなる商標(前号に掲げるものを除く。))

三 色彩のみからなる商標(第一号に掲げるものを除く。))

四 音からなる商標

五 前各号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める商標

第五条中第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 経済産業省令で定める商標について商標登録を受けようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、その商標の詳細な説明を願書に記載し、又は経済産業省令で定める物件を願書に添付しなければならない。